



瀬戸市

管理職200人手当増額へ

今年度ベースで年間840万円

瀬戸市議会の総務委員会（委員長・藤井太平議員）が12日開かれ、市職員の管理職手当を改定する条例改正案が審議された。人事院の規則見直しを受けて上限額の算定方法を改めるもので対象者の9割が今年度給料ベースで上積み。年間計840万円の増額支給になる。案は賛成多数で可決。本会議で可決されれば4月から施行される。

（村瀬亮）

同市人事課は、今度の条例改正案は年功型から職務反映型への移行と位置づけている。改正案では手当の上限算定基準となる給料月額を「級の最高号給（個人給料ベース）」から「級の所属者の平均月額」に改め、さらにそれに乗じる支給割合も「定率」から「職務に応じた率」に見直す。支給割合は部長級で15%、課長級で10%、課長補佐級で8・5%にそれぞれ改定する。同課によると、県平均は部長級17%、課長級で13・9%。同市の手当支給対象者は課長補佐級以上の236人でうち216人が支給割合のアップに伴い増額、1人当たり月額3240円上積みされることになる。一方、算定基準の給料月額ベースが均されるため支給割合の変わら

ない部長級3人、課長級12人、課長補佐級5人の計20人は1人当たり月額1700円減る。この日の委員会で、山田辰巳同課長は「現行の定率制度は68（昭和43）年からのもの。国の改定に伴った今回の機に実施する見直しは理解いただけると考える」と説明した。